

今回のテーマ：コロナウイルスの影響による休業で助成金が支給される！？

Q. コロナウイルスの影響で、売上げが下がっている会社で従業員が休業すると、助成金が支給されると聞きました。それは、本当でしょうか？また、どのような内容でしょうか？

A. これは、もともとあった「雇用調整助成金」の話です。雇用調整助成金とは「経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する」というものです。

今回、コロナウイルスの影響により売上げが急激に悪化している事業所に対して、助成しようという目的で、助成金の要件等を緩くして助成金を受給しやすくしました。

もともと、特徴的なところの1つが「(従来は、3か月だったところを)最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標(生産指標)が、前年同期に比べ10%以上減少していれば」助成金が受給できる可能性があるとなりました。

なお、これらの特例が適用されるのは、休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までであることに留意してください。

コロナウイルスの影響により雇用調整助成金に特例措置を設けました！

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！